

令和5年 第4回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
4 4	令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)		
4 5	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例		3
4 6	飯塚市税条例の一部を改正する条例		4
4 7	飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例		1 7
4 8	変更契約の締結(競走場メインスタンド整備工事)		1 9
4 9	財産の取得(消防ポンプ自動車)		2 1
5 0	市道路線の認定		2 2
5 1	専決処分の承認(令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))		2 7
報告 第9号	専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		2 8
報告 第10号	継続費繰越計算書の報告(令和4年度 飯塚市一般会計)		3 0
報告 第11号	継続費繰越計算書の報告(令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計)		3 2
報告 第12号	継続費繰越計算書の報告(令和4年度 飯塚市下水道事業会計)		3 4
報告 第13号	繰越明許費繰越計算書の報告(令和4年度 飯塚市一般会計)		3 6
報告 第14号	繰越明許費繰越計算書の報告(令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計)		3 9
報告 第15号	事故繰越し繰越計算書の報告(令和4年度 飯塚市一般会計)		4 1

議案番号	件名	摘要	ページ
報告 第16号	令和4年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越		43
報告 第17号	令和4年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越		45
報告 第18号	公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況		47
報告 第19号	一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況		48
報告 第20号	令和4年度 児童虐待に関する状況の報告		49

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に  
従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について、人事院規則が改正されたことに伴い、これを参考にして本案を提出するものである。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に  
従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(令和3年飯塚市条例第5号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の改正等に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した</u></p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p>

前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経路すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経路すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経路すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経路すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する

令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 (略)

- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境

令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条

税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して

第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額



特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある

に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があ

者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当

る者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限

該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7

り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴

収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

#### 附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

#### 附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(市民税における中小法人等に対する不均一課税)

第18条の3 市内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下次条において同じ。)が1億円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(市民税における中小法人等に対する不均一課税)

第18条の3 市内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下次条において同じ。)が1億円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の飯塚市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき飯塚市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。



飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例

飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地域医療支援病院の名称使用が承認されたことに伴い、健康保険法(大正11年法律第70号)第70条の規定により、徴収が義務付けられる選定療養に係る利用料金の改定のため、本案を提出するものである。

飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例

飯塚市病院事業条例(平成28年飯塚市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第5条関係)			別表第1(第5条関係)		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
(略)			(略)		
非紹介患者初診加算料	1回につき	7,000円	非紹介患者初診加算料	1回につき	1,650円
非紹介患者再診加算料	1回につき	3,000円			
(略)			(略)		
備考 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。			備考 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。		

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

## 変更契約の締結(競走場メインスタンド整備工事)

競走場メインスタンド整備工事について、次のように工事請負契約を変更する契約を締結するものとする。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

## 変更事項

契約金額	2,625,867,439円
原契約金額	2,526,700,000円
契約金額増減額	99,167,439円(増)

## 提案理由

令和4年2月22日提出の議案第24号は、原案どおり可決され松尾建設株式会社北九州支店と契約しているが、物価の変動等による諸経費の増により、契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

# 工事請負変更議案資料

- 1 工事名 競走場メインスタンド整備工事
- 2 工事場所 飯塚市 鯉田 地内
- 3 受注者 北九州市小倉北区下到津五丁目9番4号  
松尾建設株式会社 北九州支店  
支店長 源 泰宏
- 4 変更概要 契約金額の変更

原契約金額	2,526,700,000円
変更後契約金額	2,625,867,439円
契約金額増減額	99,167,439円(増)

財産の取得(消防ポンプ自動車)

飯塚市消防団に消防ポンプ自動車を配備するため、次の財産を取得するものとする。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 取得する財産 消防ポンプ自動車
- 2 取得価格 22,847,000円
- 3 契約の相手方 福岡市博多区東光二丁目18番37号  
株式会社ナカムラ消防化学 福岡営業所  
所長 山口 貴志
- 4 契約の方法 指名競争入札

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

## 市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

## 提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

## 市道認定路線明細

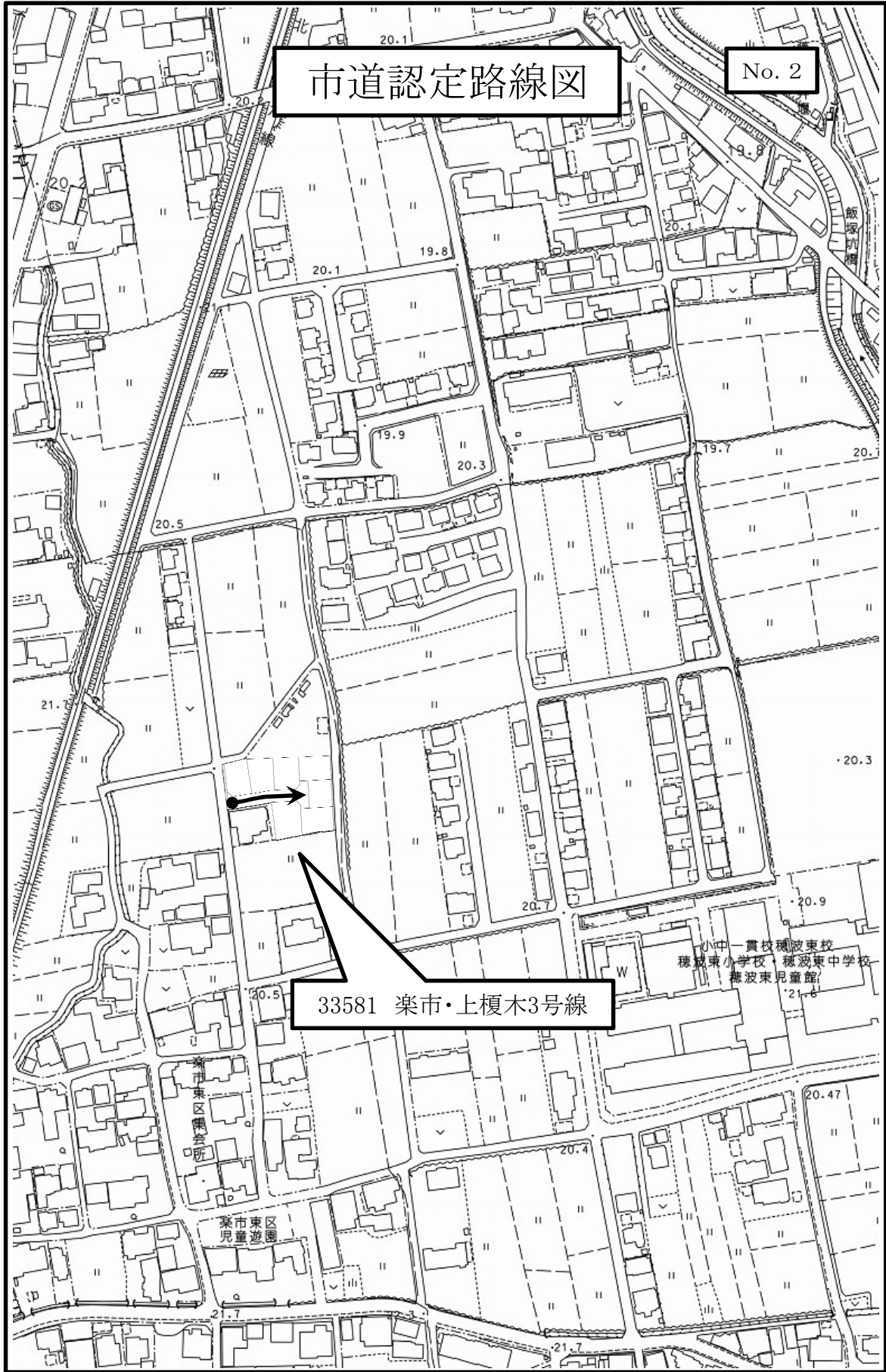
一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	23387	長尾水道口線	長尾 292-1 地先	長尾 289-2 地先	4.0	177.0	No.1
2	33581	楽市・上榎木 3号線	楽市 117-11 地先	楽市 117-19 地先	6.6	39.4	No.2
3	33582	棕本・平ノ口 2号線	棕本 457-13 地先	棕本 457-7 地先	7.1	79.4	No.3
4	33583	棕本・平ノ口 3号線	棕本 457-23 地先	棕本 457-25 地先	6.2	19.5	No.3
5	33584	枝国・京塚 2号線	若菜 256-155 地先	若菜 256-150 地先	6.7	43.3	No.4
				合 計		358.6	



市道認定路線図

No. 1

23387 長尾水道口線



市道認定路線図

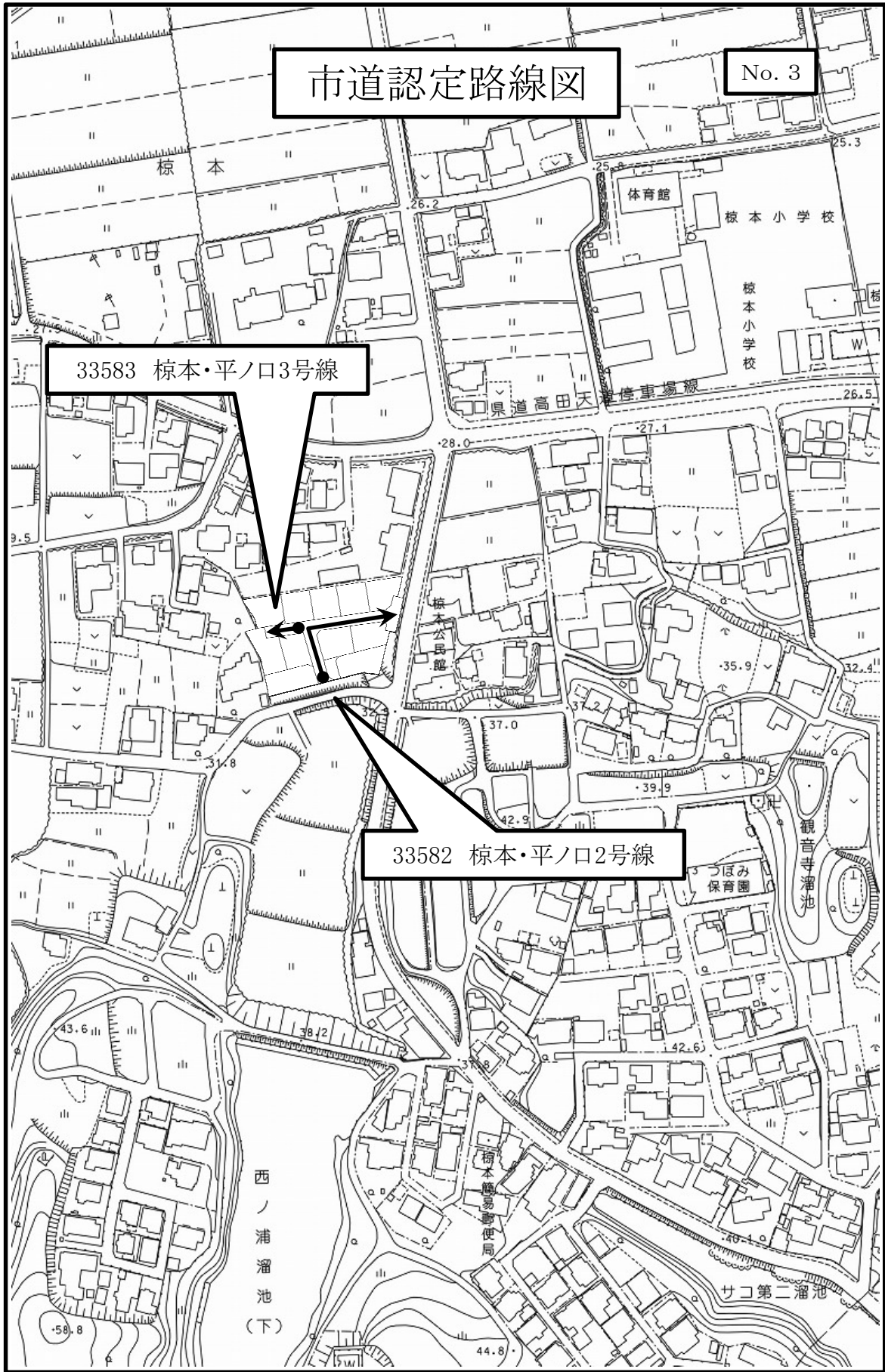
No. 2

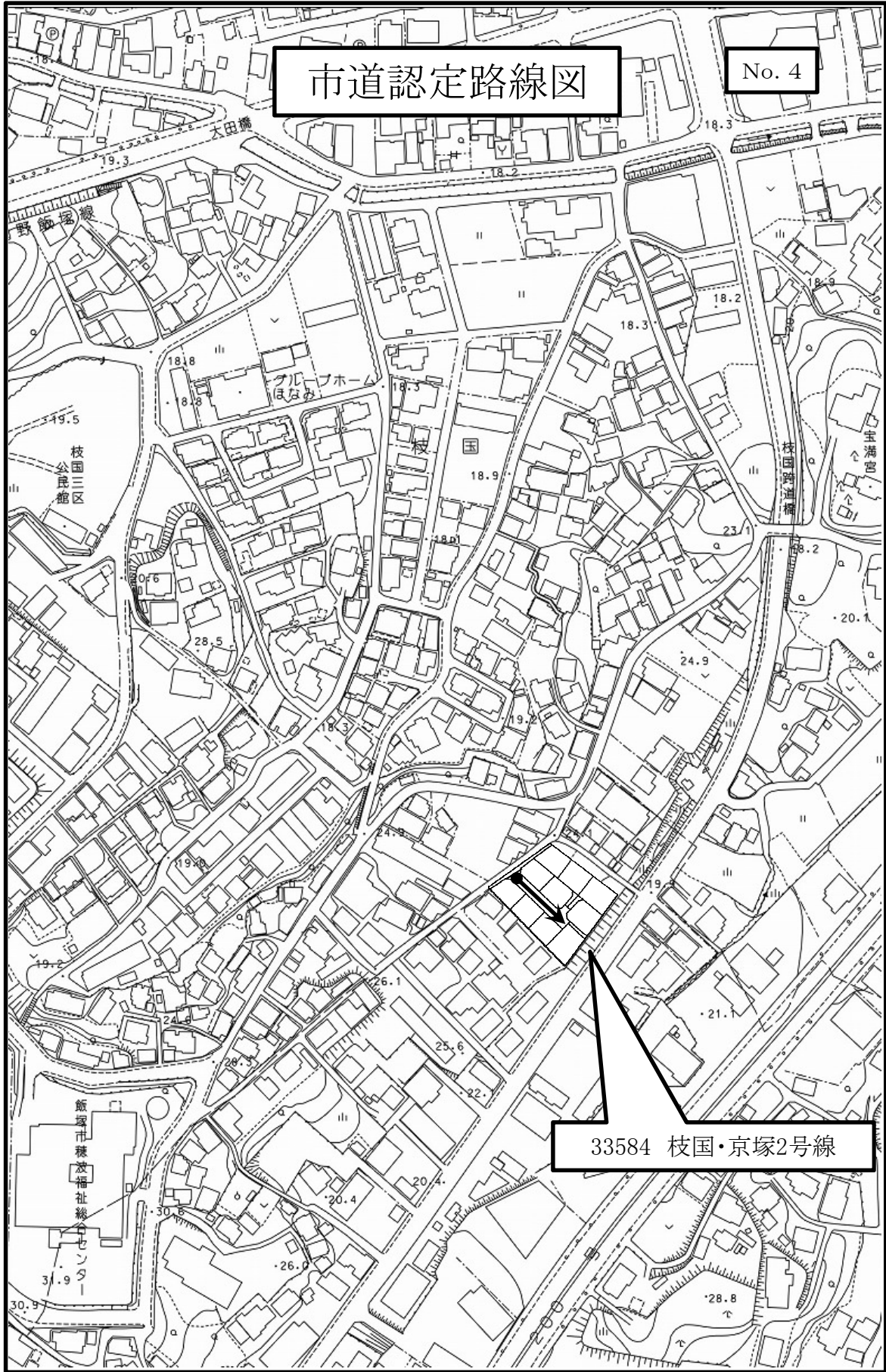
33581 楽市・上榎木3号線

小中一貫校穂波東校  
 穂波東小学校 穂波東中学校  
 穂波東児童館

楽市東区児童遊園







市道認定路線図

No. 4

33584 枝国・京塚2号線

専決処分の承認(令和5年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正  
予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和5年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和5年5月31日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和5年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)

専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和5年5月26日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 12,540円

1 事故発生の日時、場所

令和5年4月18日(火)午前10時30分頃

飯塚市潤野地内 市道 平原4号線

2 事故の概要

相手方が市道の路面にできたくぼみを通行した際、車体のフロントバンパーが路面と接触し、バンパー前面及び下面を損傷させたものである。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両 フロントバンパーを損傷

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金12,540円を支払う。

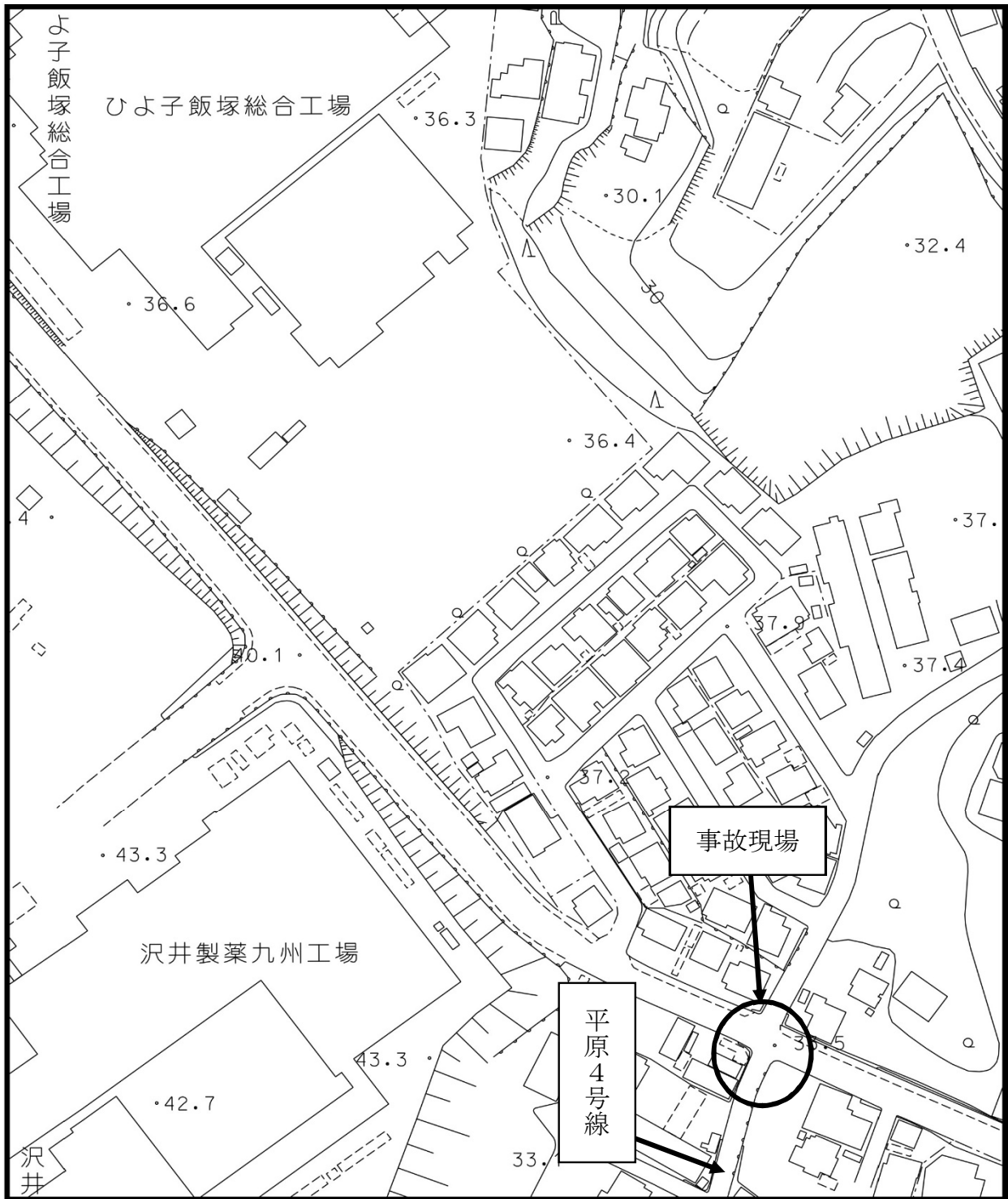
(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害賠償額の内訳

修理費用額41,800円のうち、市の過失割合30%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図



継続費繰越計算書の報告(令和4年度飯塚市一般会計)

令和4年度飯塚市一般会計歳出予算の経費に継続費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告する。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和4年度 飯塚市継続費繰越計算書

会計名 一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
10 教育費	5 社会教育費	文化会館改修事業	2,130,059,000	768,494,000	52,427,000	820,921,000	714,211,000	106,710,000	106,710,000	5,410,000		101,300,000	
合 計			2,130,059,000	768,494,000	52,427,000	820,921,000	714,211,000	106,710,000	106,710,000	5,410,000		101,300,000	

継続費繰越計算書の報告(令和4年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計)

令和4年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳出予算の経費に継続費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告する。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠



令和4年度 飯塚市継続費繰越計算書

会計名 小型自動車競走事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
1 競走費	3 管理費	メインスタンド整備事業	3,603,169,000	1,192,313,000	493,122,402	1,685,435,402	1,549,402,184	136,033,218	136,033,218	33,218		136,000,000	
合 計			3,603,169,000	1,192,313,000	493,122,402	1,685,435,402	1,549,402,184	136,033,218	136,033,218	33,218		136,000,000	

継続費繰越計算書の報告(令和4年度飯塚市下水道事業会計)

令和4年度飯塚市下水道事業会計資本的支出継続費を繰り越したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により報告する。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和4年度飯塚市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務 発生額 (見込)額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	国庫補助金	その他	
1	資本的支出	浦田第一雨水幹線整備に伴うJR負担金	1,418,849,000	0	362,857,000	362,857,000	281,229,000	81,628,000	81,628,000	0	0	81,628,000	0
合計			1,418,849,000	0	362,857,000	362,857,000	281,229,000	81,628,000	81,628,000	0	0	81,628,000	0

繰越明許費繰越計算書の報告(令和4年度飯塚市一般会計)

令和4年度飯塚市一般会計歳出予算の経費に繰越明許費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和4年度 飯塚市繰越明許費繰越計算書

会計名 一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (繰越限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	穂波庁舎改修事業	122,177,000	115,348,000				115,348,000	
		市有財産売却事業アスベスト含有測定調査委託料	18,477,000	5,775,000					5,775,000
		旧目尾児童館改修事業	95,791,000	95,791,000				95,791,000	
	4 選挙費	県議会議員選挙運営事業	14,590,000	7,771,717		7,771,717			
		市議会議員選挙運営事業	27,306,000	25,356,217					25,356,217
3 民生費	2 児童福祉費	楽市・平恒保育所統合事業	802,725,000	701,188,300			683,600,000		17,588,300
	3 生活保護費	生活保護システム改造委託料	3,850,000	3,727,900					3,727,900
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業 予防接種委託料	44,000,000	30,000,000		30,000,000			
	2 清掃費	し尿収集車購入事業	13,613,000	11,655,000					11,655,000
6 農林水産業費	1 農業費	鯉田地区遊水池新設事業用地購入費	168,422,000	168,422,000			168,400,000		22,000
		防災重点ため池地震・豪雨耐性評価委託料	51,300,000	48,500,000		46,100,000			2,400,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	60,882,000	35,520,000		14,025,000	11,100,000		10,395,000
		立岩・上三緒線道路改良事業	92,045,000	68,111,886		36,540,000	26,900,000		4,671,886
		旧卸売市場周辺道路改良工事	301,536,000	136,702,000		22,333,000	24,800,000		89,569,000

款	項	事業名	金額 (繰越限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	4 都市計画費	飯塚駅整備事業負担金	66,000,000	32,191,000					32,191,000
		公園施設長寿命化事業各所改修工事	33,000,000	33,000,000		15,000,000	15,000,000		3,000,000
	5 下水道費	下三緒排水ポンプ場新設工事	331,000,000	248,750,000			248,700,000		50,000
9 消防費	1 消防費	颯田方面隊第4分団消防自動車購入事業	20,855,000	20,813,920			17,900,000		2,913,920
10 教育費	5 社会教育費	嘉穂劇場保存整備事業耐震診断調査委託料	56,864,000	27,407,600				27,407,600	
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	白門井堰災害復旧工事	270,000,000	125,381,700		124,754,625	500,000	127,075	
		各所農業施設災害復旧工事	47,600,000	28,713,000					28,713,000
		各所農地災害復旧工事	36,000,000	4,133,800		3,629,476	400,000		104,324
合 計			2,678,033,000	1,974,260,040		300,153,818	1,197,300,000	238,673,675	238,132,547

繰越明許費繰越計算書の報告(令和4年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計)

令和4年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳出予算の経費に繰越明許費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和4年度 飯塚市繰越明許費繰越計算書

会計名 小型自動車競走事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (繰越限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 競走費	3 管理費	試走路東側防音壁設置工事	23,600,000	23,600,000					23,600,000
合 計			23,600,000	23,600,000					23,600,000



事故繰越し繰越計算書の報告(令和4年度飯塚市一般会計)

令和4年度飯塚市一般会計歳出予算の経費を事故繰越ししたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告する。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和4年度 飯塚市事故繰越し繰越計算書

会計名 一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
				支出済額	支 出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県 支出金	地方債	その他		
8 土木費	2 道路橋 りょう費	各所改良工事 (片島・平恒 線道路舗装工 事)	18,907,900	17,620,900	1,287,000	1,287,000	1,287,000	0	0	0	0	1,287,000	工事中機械 の故障によ り、年度内 に完了しな かったため
10 教育費	5 社会教育 費	文化会館改修 事業器具費	18,315,000	7,260,000	11,055,000	11,055,000	11,055,000	0	0	0	0	11,055,000	半導体不足 等により、 一部物品の 年度内の納 入が困難と なったため
合 計			37,222,900	24,880,900	12,342,000	12,342,000	12,342,000	0	0	0	0	12,342,000	

令和4年度飯塚市水道事業会計の予算繰越

令和4年度飯塚市水道事業会計資本的支出予算を繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和4年度飯塚市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越額を 要する卸資 の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1 資本的 支出	1 改良事業費	配水施設 改良事業 (施設分)	7,000,000	2,400,000	4,600,000	0	0	4,600,000	0	0	半導体関連部品の 納期が遅延してい るため
		配水施設 改良事業 (管路分)	31,601,000	10,730,000	20,871,000	0	0	20,871,000	0	0	民間工事との調整 を行ったため
		諸施設 改良事業	15,950,000	0	15,950,000	0	0	15,950,000	0	0	半導体関連部品の 納期が遅延してい るため
	2 新設事業 費	配水施設 新設事業	28,774,000	0	28,774,000	0	0	28,774,000	0	0	半導体関連部品の 納期が遅延してい るため
合計			83,325,000	13,130,000	70,195,000	0	0	70,195,000	0	0	

令和4年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越

令和4年度飯塚市下水道事業会計資本的支出予算を繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和4年度飯塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越る たな卸資産の 購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業 (当初予算)	212,673,000	73,597,000	139,076,000	84,100,000	51,679,000	3,297,000	0	0	地元・関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内に事業が完了しなかったため
		施設改良事業 (補正予算 (第3号))	43,000,000	0	43,000,000	23,000,000	14,100,000	5,900,000	0	0	国の補正予算の活用事業であり、年度内に事業が完了しなかったため
合計			255,673,000	73,597,000	182,076,000	107,100,000	65,779,000	9,197,000	0	0	

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠

一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠



令和4年度児童虐待に関する状況の報告

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(平成30年飯塚市条例第43号)第28条の規定に基づき、令和4年度における児童虐待に関する状況を別紙のとおり報告する。

令和5年6月20日提出

飯塚市長 片 峯 誠